

## 福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱の施行に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱（平成17年12月2日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱及び「福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第1項に規定する認定品目及び認定基準（建設資材）」（以下「建設資材認定基準」という。）で使用する用語の例による。

### (認定申請)

第3条 要綱第7条第1項の規定による認定の申請は、リサイクル製品認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 要綱第7条第2項第1号に掲げる第5条第2項第2号の品質性能に係る認定基準に適合することを証する書類は、次の各号に掲げる機関（以下「公的機関」という。）により検査された検査結果の報告書とする。ただし、建設資材認定基準第3の（4）に掲げる公的規格等取得工場においてリサイクル製品の製造等を行う場合にあっては、この限りではない。

(1) 登録試験事業所（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条の規定に基づき、主務大臣の登録を受けた試験所をいう。）

(2) 環境計量証明事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき、濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所をいう。以下同じ。）

(3) 公益財団法人福岡県建設技術情報センター、一般財団法人日本品質保証機構、公益社団法人九州機械工業振興会、一般財団法人建材試験センターその他これらに類する試験機関又は委託を受けて材料試験を行い、その結果を委託者に告知することを業として行う者（自社又は自社の関連会社及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を除く。）

3 要綱第7条第2項第1号に掲げる第5条第2項第4号の環境安全性に係る認定基準に適合することを証する書類は、環境計量証明事業所により検査された検査結果の報告書とする。

### (認定証)

第4条 要綱第7条第6項に規定する認定証は、認定証（様式第2号）によるものとする。

### (認定更新申請書)

第5条 要綱第8条第1項の規定による認定の更新は、認定リサイクル製品更新申請書（様式第3号）により行うものとする。

(変更等届出書)

第6条 要綱第10条の規定による変更、中止又は承継の届出は認定リサイクル製品変更等届出書(様式第4号)により行うものとする。

(製造等の管理及び記録)

第7条 要綱第11条第2項に規定する製造等の管理は、別表の品目の項に掲げる品目について、製造等の管理事項の項に掲げる確認を確認頻度の項に掲げる頻度で実施するものとする。

- 2 前項の規定による確認のうち環境安全性に係る基準への適合状況に係るもの(建設汚泥を再生資源として使用するリサイクル製品に係る場合を除く。)については、溶出量基準Ⅰ群の物質について月に1回以上実施することとされる検査を、前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げるところによることができる。
  - (1) 溶出量基準Ⅱ群の物質以外の物質の溶出のおそれがないときは、溶出量基準Ⅰ群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準Ⅱ群の物質に係る確認に替えることができる。
  - (2) 溶出量基準Ⅱ群の物質以外の物質で溶出の可能性のある物質が特定できるときは、溶出量基準Ⅰ群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準Ⅱ群の物質及び当該物質に係る確認に替えることができる。
- 3 第1項の規定による確認のうち建設汚泥を再生資源として使用するリサイクル製品の環境安全性に係る基準への適合状況に係るものについては、受入時に再生資源となる建設汚泥の発生場所ごとに溶出量基準Ⅰ群の物質に係る環境安全性の確認を行い、要綱やこの要領を遵守して製品の管理をし、及び要綱第8条に定める認定の更新を受けている場合において、溶出量基準Ⅰ群の物質について月に1回以上実施することとされる検査を、第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げるところによることができる。
  - (1) 溶出量基準Ⅱ群の物質以外の物質の溶出のおそれがないときは、溶出量基準Ⅰ群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準Ⅱ群の物質に係る確認に替えることができる。
  - (2) 溶出量基準Ⅱ群の物質以外の物質で溶出の可能性のある物質が特定できるときは、溶出量基準Ⅰ群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準Ⅱ群の物質及び当該物質に係る確認に替えることができる。
- 4 第1項の規定による確認のうち鉄鋼スラグを再生資源として使用するリサイクル製品の環境安全性に係る基準への適合状況に係るものについては、含有量基準群の物質について3月に1回以上実施することとされる検査を、第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げるところによることができる。
  - (1) 品目のうち、再生加熱アスファルト混合物、再生資源を含有した路盤材、埋戻用再生砂及び地盤改良用固化材については、含有量基準群の物質のうち、鉛、六価クロム、セレン、ホウ素、フッ素の物質に係る確認に替えることができる。
  - (2) 品目のうち、再生資源を含有したコンクリート、再生コンクリート二次製品、舗装用ブロック及び再生資源を含有したタイルについては、含有量基準群の物質のうち、セレン、ホウ素、フッ素の物質に係る確認に替えることができる。

- 5 第1項の規定にかかわらず、環境安全性に係る基準への適合状況の確認の実施頻度は、当該認定リサイクル製品の製造等の量100立方メートル当たり1回とすることができる（前2項により確認を実施する場合を含む。）。この場合において、溶出量基準Ⅰ群及び溶出量基準Ⅱ群の物質に係る確認実施頻度は、6月に1回を下回ることができない。
- 6 第1項の規定による確認のうち入手の経路及び供給者を再生資源供給証明書により明らかにしている再生資源を使用するリサイクル製品の環境安全性に係る基準への適合状況に係るものについては、過去3年間の環境安全性に係る基準への適合状況から溶出又は含有のおそれがないと判断できる物質の確認実施頻度を、第1項の規定にかかわらず、6月に1回とすることができる。
- 7 前4項の規定による確認を行おうとする場合は、申請書の製造等の管理計画の欄にその根拠と実施計画を記載しなければならない。
- 8 第1項の規定による確認のうち品質性能及び環境安全性に係る基準への適合状況に係るもの並びに第2項、第3項及び第4項の規定による確認のための検査機関は、公的機関（環境安全性に係る場合は、環境計量証明事業所とする。）とする。ただし、建設資材認定基準第3の(4)に掲げる公的規格等取得工場においてリサイクル製品の製造等を行う場合にあってはこの限りではない。
- 9 第1項から第4項までの規定にかかわらず、木材のみ（樹脂により加工された木材を除く。）を原料として使用した認定リサイクル製品については、環境安全性に係る基準への適合状況の確認を省略することができる。この場合、申請書の製造等の管理計画の欄にその旨を明示しなければならない。
- 10 要綱第11条第3項の知事が必要と認めるものは、再生資源の入手の経路及び供給者、製品の製造、保管、販売等の状況、製造等の管理に係る検査年月日並びに検査方法とする。

（知事への報告）

- 第8条 要綱第11条第4項の規定による基準の適合状況の報告は、別表品目の項に掲げる品目について、同表製造等の管理事項に掲げる事項を、認定リサイクル製品製造等管理報告書（様式第5号）により、同表報告日の項に掲げる日までに行うものとする。ただし、要綱やこの要領を遵守して製品の管理をし、及び要綱第8条に定める認定の更新を受けている製品（建設汚泥を再生資源として使用するリサイクル製品を除く。）については、10月31日の報告を4月30日の報告に併せることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、公的規格等取得工場によりリサイクル製品を製造する場合は、品質性能に係る事項に係る報告を省略することができる。
  - 3 要綱第11条4項の規定による販売実績及び価格等の報告は、認定リサイクル製品の価格及び販売実績報告書（様式第6号）により、毎年4月30日までに行うものとする。
  - 4 前各項に規定するもののほか、知事から報告を求められた事項については、必要な事項について報告しなければならない。

（申請等の受付機関）

- 第9条 要綱第16条に規定する法人は、次の各号に掲げる認定区分について、当該各号

に定める法人とする。

(1) 建設資材 公益財団法人福岡県建設技術情報センター

(2) その他のリサイクル製品 公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター

(その他)

第10条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部とする。ただし、第3条第1項に定めるリサイクル製品認定申請書及び第5条に定めるリサイクル製品更新申請書にあっては、正本1部、副本1部とする。

附 則

この要領は、平成17年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱の施行に関する要領の規定は、令和2年度から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月18日から施行する。